

令和元年9月10日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和元年9月10日(火) 午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者18名

1番 山崎 清弘 2番 鈴木 明 3番 棒引 昭治 4番 前田 登  
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 廣田 純一郎 8番 瀧本 和明  
9番 田中 壽一 10番 青木 登 11番 日下 崇 12番 鈴木 直孝  
13番 上森 力 14番 上中 悠司 15番 岡上 達 16番 川井 洋之  
18番 松本 忠巳 19番 峯園 五郎

欠席者 17番 長嶺 博司

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 山田富次 企画員 片井恵子

会議録署名委員 14番 上中 悠司 19番 峯園 五郎

議長

皆さんこんにちは。大変暑い日が続いております。真っ黒に日焼けして仕事に精を出していることが良くわかります。今日も大変議案がたくさんありますので、進めていきたいと思っております。この9月1日の人事異動がございましてご紹介します。里上係長さんが体調を崩されたので、教育委員会の方から山田富次係長が来られましたのでご挨拶をお願いします。この度の異動によりまして学校教育課より農業委員会の方に来させていただきました。農業委員会は初めてでご迷惑をかけることも多いと思っておりますがよろしく願いいたします。

それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告と田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定について、合わせて事務局よりお願いします。

農振課 岡本

それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑1, 511㎡、他1筆合計2筆1, 567㎡、貸人、〇〇〇、〇〇〇〇、借人、〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和元年7月26日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑4, 750㎡、他2筆合計3筆7, 813㎡、貸人、〇〇〇、〇〇〇〇、借人、〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は令和元年8月22日です。以上、2件計5筆、報告いたします。

続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑260㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和元年10月1日から令和3年3月31日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑4, 055㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和元年10月1日から令和6年9月30日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田460㎡、他3筆合計4筆1, 240㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の稲、期間は令和元年10月1日から令和7年9月30日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、田2, 131㎡の内1, 365.41㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇

〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和元年10月1日から令和7年9月30日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑7,081㎡の内7,074.7㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和元年10月1日から令和11年9月30日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑1,124㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間11,240円・口座払い、期間は令和元年10月1日から令和7年9月30日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑980㎡、他1筆合計2筆5,602㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和元年10月1日から令和21年9月30日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑148㎡、他2筆合計3筆1,636㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和元年10月1日から令和11年9月30日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑505㎡、他1筆合計2筆884㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和元年10月1日から令和11年9月30日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑183㎡、他5筆合計6筆4,916㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和元年10月1日から令和11年9月30日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑1,411㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和元年10月1日から令和11年9月30日の新規です。合計11件、23筆、29,568.11㎡、貸し手10名、借り手4名です。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。  
(なしの声)

議 長

はい、それでは報告とさせていただきます。  
続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番異議ございません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。2番異議ございません。

議 長

はい、3番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。3番異議ございません。

議 長

はい、4番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。4番異議ございません。

議 長

はい、5番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。5番異議ございません。

議 長

はい、6番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。6番異議ございません。

議 長

はい、7番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。7番異議ございません。

議 長

はい、8番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。8番異議ございません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。9番・10番・11番異議ございません。

議 長 以上11件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは、そのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議案は終了しました。岡本君、有難うございました

議 長 はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、17番長嶺博司さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、14番上中委員さん、19番峯園委員さんよろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第5号農地の形状変更願について、議案第6号農地等売渡あっせん申出について、報告第1号農地等あっせん成立について、報告第2号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出について、報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

片井 企画員 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は575㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は834㎡、他2筆、合計1,127㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は378㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は92㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は11㎡、他27筆、合計7,089.74㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。以上5件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしく願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。

1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、2番異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番、4番異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番異議ございません。

議 長 はい、議案第1号農地法第3条申請5件異議なしとのことでございます。

委員 全員  
議 長

委員 全員  
議 長

山田 係長

議 長

〇〇番 委員

議 長

〇〇番 委員  
議 長

委員 全員  
議 長

山田 係長

そのように取り計らってよろしいでしょうか。

異議なし。

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

3ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は747㎡、他1筆、合計1,628㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場・駐車場1,628㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は平成29年3月7日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございますが一部水利同意がございません。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくようお願い申し上げます。

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番〇〇です。9月5日に〇〇委員、岡内事務局長、山田係長でまれに多い件数の現場調査を行ないました。1番、申請場所は〇〇〇〇より北西へ約550m、現況は田です。隣接状況は東側が市道、西側は宅地、南・北は田です。転用理由は梅漬け樽などの農業用資材置場と駐車場に転用するものです。転用内容は農業用資材置場と駐車場、盛土は40cmから60cm、雨水は自然浸透、以上です。

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。

1番。

〇〇番〇〇です。現地調査委員の報告のとおり、1番異議ございません。

はい、議案第2号農地法第4条申請1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

異議なし。

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

4ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は294㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟77㎡、駐車場・庭園217㎡、合計294㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和元年7月25日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は496㎡、他2筆、合計2,913㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は梅加工乾燥場・資材置場・管理事務所2,913㎡、着工日、工事期間は許可日より4ヶ月以内、農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。

この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は251㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟56.97㎡、駐車場・庭194.03㎡、合計251㎡、着工日、工事期間は許可日より4ヶ月以内、農用地の内外は平成20年5月30日に除外となっています。隣接同意、水利同意は不要です。

この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は805㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設805㎡、49.5kW、パネル300枚、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は令和元年7月25日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は197㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟56.31㎡、駐車場等140.69㎡、合計197㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和元年7月25日に除外となっています。隣接同意は不要です。水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,183㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅6棟357.36㎡、道路・駐車場等825.64㎡、合計1,183㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は平成31年4月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している農地で、第2種農地です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は236㎡、他3筆、合計1,612㎡、譲渡人、譲受人は6番と同様、使用目的及び規模は分譲住宅7棟414.25㎡、道路・駐車場1,197.75㎡、合計1,612㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は平成31年4月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している農地で、第2種農地です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が駐車場、面積は137㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場137㎡、着工日、工事期間は完了済、農用地の内外は令和元年7月25日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。始末書が添付されております。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は261㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設261㎡、49.5kW、パネル280枚、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は平成28年11月2日に除外となっています。隣接同意、水利

同意はございます。この土地は過疎化の山林区域にある小集落の農地で、第2種農地です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は160㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は9番と同様、使用目的及び規模は太陽光発電施設160㎡、49.5kW、パネル280枚、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は平成28年11月2日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山林区域にある小集落の農地で、第2種農地です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は232㎡、他1筆、合計579㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は9番と同様、使用目的及び規模は太陽光発電施設579㎡、49.5kW、パネル280枚、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は平成28年11月2日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山林区域にある小集落の農地で、第2種農地です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は309㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は9番と同様、使用目的及び規模は太陽光発電施設309㎡、23.6kW、パネル108枚、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は平成28年11月2日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山林区域にある小集落の農地で、第2種農地です。13番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は81㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設81㎡、23.6kW、パネル108枚、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は平成28年11月2日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山林区域にある小集落の農地で、第2種農地です。14番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は208㎡、他9筆、合計1,740㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,740㎡、49.5kW、パネル288枚、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は当初抜となっています。隣接同意はございますが一部ありません。水利同意はございます。この土地は過疎化の山林区域にある小集落の農地で、第2種農地です。15番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は238㎡、他2筆、合計385㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設385㎡、49.5kW、パネル288枚、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は当初抜となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山林区域にある小集落の農地で、第2種農地です。16番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は99㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は15番と同様、使用目的及び規模は太陽光発電施設99㎡、49.5kW、パネル288枚、着工日、工事期間は許可日より1

2ヶ月以内、農用地の内外は平成30年3月26日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山林区域にある小集落の農地で、第2種農地です。17番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は175㎡、他3筆、合計580㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設580㎡、49.5kW、パネル288枚、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は当初抜となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山林区域にある小集落の農地で、第2種農地です。18番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は1,148㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,148㎡、49.5kW、パネル267枚、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は当初抜となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山林区域にある小集落の農地で、第2種農地です。19番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は98㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は物干し場98㎡、着工日、工事期間は許可日より2ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意は不要です。この土地は過疎化の山林区域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上19件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。5条の1番から7番まで私が報告させていただきます。では、1番、申請場所は〇〇〇〇より南300m、現況は畑です。隣接状況は東・南側が畑で同意有ります。西側・北側は公衆用道路・宅地で、水利組合の同意もございます。転用理由は貸し人と借り人はおじいさんと孫の関係で、農家を手伝っており実家近くに住居を建てるとのことです。転用内容として、住宅と駐車場、盛土は60cm、排水は合併処理後、雨水とともに南側水路へ排水します。次は2番、梅場の件です。申請場所は〇〇〇〇より北へ250m、現況は休耕田。隣接状況は東側が田、西側が田、南側が田と一部畑、北側が畑と市道で、隣接同意・水利組合同意有ります。転用理由は貸し人が耕作従事者減少で、営農の縮小を考えていたところ借り人の業務規模拡大のため、梅の乾燥場・資材置場として転用するものです。転用内容は梅の乾燥場・資材置場・管理事務所、盛土45cmから94cm、雨水は自然浸透です。3番、申請場所は〇〇〇〇より南へ200m、現況は畑。隣接状況は東側が宅地、西側が市道、南側が市道、北側が宅地で、水利組合同意不要です。転用理由は地元住民からの宅地提供の申し出があり転用するものです。転用内容は住居・駐車場、排水は合併処理後、雨水とともに南側市道側溝へ放流。4番、申請場所は〇〇〇〇より南へ1

50m、現況は田。隣接状況は東側が畑、西側が宅地、南側が畑、北側が宅地で、水利組合同意有ります。転用理由は譲渡人が高齢で、営農の縮小を考えていたところ、譲受人から太陽光発電施設として要望があり転用するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル300枚・49.5kw発電設備、切土・盛土無し。雨水は自然浸透です。5番、申請場所は〇〇〇〇より東へ100m、現況は畑。隣接状況は東側が市道、西・南側が申請者の畑、北側が市道で、水利組合同意有ります。転用理由は貸し人は営農をしておらず、農地の有効利用を考えていたところ、借り人の息子の依頼で居住用地に転用するものです。転用内容は住居・駐車場、排水は合併処理後、雨水とともに西側市道側溝へ放流。6番と7番は同じ案件です。6番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ300m、現況は畑。隣接状況は東側が宅地、西側が畑、南側が畑、北側が田で、周辺農地の同意・水利組合の同意有ります。転用理由は貸し人は営農をしておらず、農地の有効利用を考えていたところ、譲渡人が高齢で息子も別の仕事をしているため、営農の縮小を考えていたところ、譲受人の要望も有り分譲住宅用地として転用するものです。転用内容は分譲住宅6棟・道路・駐車場で、盛土を2.3mから2.4m。排水は合併処理後、新設道路側溝を経て、雨水とともに東側市道側溝へ放流。7番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ350m、現況は畑。隣接状況は東側が畑、西側が畑、南側が農道、北側が宅地で、周辺農地の同意・水利組合の同意有ります。転用理由は貸し人は営農をしておらず、農地の有効利用を考えていたところ、譲渡人が高齢で息子も別の仕事をしているため、営農の縮小を考えていたところ、譲受人の要望も有り分譲住宅用地として転用するものです。転用内容は分譲住宅7棟・道路・駐車場で、盛土を0mから1.24m。排水は合併処理後、新設道路側溝を経て、雨水とともに南側農道側溝へ放流。8番から〇〇委員お願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。8番、申請場所は〇〇〇〇より北へ2.5km、現況は休耕畑。隣接状況は東側が宅地、西側が宅地、南側が畑、北側が宅地で、周辺同意有り、水利組合同意不要です。転用理由は譲渡人が営農をしておらず、土地の利用を考えていたところ、譲受人の要望で参拝者の駐車場用地として転用するものです。転用内容は駐車場5台分。雨水は自然浸透です。次に9番ですが、太陽光発電施設の案件で9番、10番、11番一括して説明いたします。3案件で1施設。申請場所は〇〇〇〇より南東へ150m、現況は休耕畑及び休耕田。隣接状況は東側が雑種地、西側が市道、南側が河川、北側が雑種地で、水利組合同意有ります。転用理由は譲渡人が営農をしておらず、維持管理が困難なため太陽光発電施設用地として譲渡するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル280枚、49.5kw発電設備、切土及び盛土無し。雨水は自然浸透です。

12番ですが、12番・13番で1施設です。申請場所は〇〇〇〇より南東へ200m、現況は休耕畑及び休耕田。隣接状況は東側が雑種地、西側が雑種地、南側が公衆用道路、北側が雑種地で、水利組合同意有ります。転用理由は譲渡人が営農をしておらず、維持管理が困難なため太陽光発電

施設用地として譲渡するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル108枚、23.6kw発電設備、切土及び盛土無し。雨水は自然浸透です。14番、申請場所は〇〇〇〇より北へ100m、現況は田。隣接状況は東側が畑、西側が畑、南側が畑、北側が畑で、景観が悪くなるとのことで隣接同意1件得られていません。水利組合同意有りです。転用理由は譲渡人が高齢で、営農の縮小を考えていたところ、譲受人から太陽光発電施設用地として要望があり転用するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル288枚、49.5kw発電設備、切土及び盛土無し。雨水は自然浸透です。15番、16番で1施設の案件です。申請場所は〇〇〇〇より北へ100m、現況は休耕畑。隣接状況は東側が田、西側が畑、南側が農地、北側が宅地で、隣接同意・水利組合同意有りです。転用理由は譲渡人が高齢で、営農の縮小を考えていた。譲受人から太陽光発電施設用地として要望があり転用するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル288枚、49.5kw発電設備、切土及び盛土無し。雨水は自然浸透です。17番、申請場所は〇〇〇〇より北へ100m、現況は休耕田。隣接状況は東側が田、西側が畑、南側が畑、北側が農地で、隣接同意・水利組合同意有りです。転用理由は譲渡人が高齢で、営農の縮小を考えていたところ、譲受人から太陽光発電施設用地として要望があり転用するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル288枚、49.5kw発電設備、切土及び盛土無し。雨水は自然浸透です。18番、申請場所は〇〇〇〇より南へ2.5km、現況は田。隣接状況は東側が畑、西側が田、南側が田、北側が水路で、隣接同意あり、水利組合同意不要です。転用理由は譲渡人が高齢で、営農の縮小を考えていたところ、譲受人から太陽光発電施設用地として要望があり転用するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル267枚、49.5kw発電設備、切土及び盛土無し。雨水は自然浸透です。19番、申請場所は〇〇〇〇より南へ600m、現況は休耕畑。隣接状況は東側が宅地、西側が水路・山林、南側が水路・山林、北側が宅地で、隣接同意・水利組合同意不要です。転用理由は譲渡人が高齢で遠隔地に住んでいて、耕作ができないため隣接地を宿泊施設として開設し、施設用の物干場用地として転用するものです。転用内容は金属製パイプの物干場及びロープ式物干場。切土及び盛土無し。雨水は自然浸透です。

- |     |    |                                       |
|-----|----|---------------------------------------|
| 議   | 長  | はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。<br>1番。 |
| 〇〇番 | 委員 | 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。     |
| 議   | 長  | はい、2番。                                |
| 〇〇番 | 委員 | 〇〇番〇〇です。2番、現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。  |
| 議   | 長  | はい、3番。                                |
| 〇〇番 | 委員 | 〇〇番〇〇です。3番、現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。  |
| 議   | 長  | はい、4番。                                |
| 〇〇番 | 委員 | 〇〇番〇〇です。4番、現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございま     |

議 長 せん。  
〇〇番 委員 はい、5番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番、現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。

議 長 はい、6番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。6番、現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。

議 長 はい、7番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。7番、現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。

議 長 はい、8番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。8番、現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。

議 長 はい、9番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。9番、現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。

議 長 はい、10番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。10番、現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。

議 長 はい、11番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。11番、現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。

議 長 はい、12番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。12番、現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。

議 長 はい、13番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。13番、現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。

議 長 はい、14番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。14番、現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。

議 長 はい、15番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。15番、現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。

議 長 はい、16番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。16番、現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。

議 長 はい、17番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。17番、現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。

議 長 はい、18番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。18番、現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。

ません。

議 長 はい、19番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。19番、現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。

議 長 はい、以上19件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。

山田 係長 11ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が山林、面積は4,100㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は平成10年頃より高齢の為、耕作放棄地となり現在は山林化しております。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇より南西へ400m、現況は山林です。隣接状況は東側が山林、西側が山林、南側が山林、北側が畑です。申請地は平成10年ごろから放棄地となり、山林化しています。地元農業委員さんの証明も有りますので、問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。

〇〇番 委員 1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの説明のとおり、1番異議ございません。

議 長 はい、以上1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号農地の形状変更願について、事務局からの説明をお願いします。

山田 係長 12ページをお願いします。議案第5号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は222㎡、他1筆、合計651㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より12か月以内、隣接同意、水利同意はございます。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は310㎡の内215㎡、他1筆、合計812㎡の内717㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より8か月以内、隣接同意、水利同意は不要です。以上2件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇より北へ1.3km、現況は

畑です。隣接状況は東側が畑、西側が畑、南側が畑、北側が田です。形状変更の理由は、現状の畑が湿畑となっているため、盛土して梅畑とするもので、盛土30cmから60cmを行ないます。雨水は自然浸透で西側の既設水路に放流します。隣接同意、水利組合同意もあり、問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇より西へ100m、現況は田です。隣接状況は東側が田、西側が畑、南側が河川、北側が田です。形状変更の理由は、周辺の土地より低く、大雨で浸水するため、盛土して梅畑とするもので、盛土1mから2mを行ないます。雨水は自然浸透で芳養川に放流します。問題ないと思います。

- 議 長 812㎡の面積の内の717㎡とのことで、残りはどうするのか。  
事務局 長 そのまま、残ることになります。  
議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。
- 議 長 はい、2番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番、現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。
- 議 長 はい、以上2件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。  
議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第6号農地等売渡あっせん申出について、事務局からの説明をお願いします。
- 山田 係長 13ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,511㎡、他3筆、合計10,124㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は400kg、希望価格は2筆が200万円と残りの2筆が150万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は490㎡、他3筆、合計1,758㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は2000kg、希望価格は640万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は396㎡、他3筆、合計2,630㎡、希望価格は250万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,671㎡、他2筆、合計7,813㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は各筆2,000kg、希望価格は60万円、50万円、170万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上4件、ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 それでは、地元委員の状況説明をお願いします。はい1番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番の農地について、後継者もなく、高齢のため農業経営を縮小したいとのことで、あっせんの申出がありました。
- 議 長 2番をお願いします。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番の農地について、10年前に形状変更して、今は、若木が植えられており日当たりもいいです。形状変更にかかる費用がかかっている

るため、価格は高くなっています。所有者は高齢で全ての耕作地の管理が難しくなったため、あっせんの申出がありました。

議 長 3 番をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3 番の農地について、ここはもともと田で、4 筆が集まっているような状況です。車が通れる道はありません。かなり以前より、放置状況になっていますが、草刈は行っていたようです。

議 長 4 番をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4 番の農地について所有者は市外に住んでおり、管理が難しく、他の方に耕作をお願いしていたようです。畑は標高の高い場所にあります。比較的平です。今回、あっせんの申出がありました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。議案第 6 号農地等売渡あっせん申出の 4 件について、あっせんすることにご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、あっせん委員を私から指名させてもらってよろしいでしょうか。1 番は、地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんをお願いします。2 番は、地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんをお願いします。3 番は、地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんをお願いします。4 番は、地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんをお願いします。以上、委員の皆さん、よろしくをお願いします。

議 長 続きまして、報告第 1 号農地等売渡あっせん成立について、事務局からの説明をお願いします。

山田 係長 15 ページをお願いします。1 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 5 7 5 m<sup>2</sup>、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和元年 8 月 2 0 日、価格は 1 0 万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。2 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 8 3 4 m<sup>2</sup>、売渡人は 1 番と同様、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和元年 8 月 2 0 日、価格は 3 0 万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。以上 2 件、ご報告申し上げます。

議 長 あっせん委員さん、ご苦労さまでした。それでは顛末について報告願います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1 番について 8 月 2 0 日に〇〇〇〇において、売渡人さん、買受人さんと私たち委員 3 名の計 5 名が集まり、あっせんが成立しました。買受人さんは認定農業者であり、この農地の隣接農地の所有者の方です。2 番、8 月 2 0 日に〇〇〇〇において、売渡人さん、買受人さんと私たち委員 3 名の計 5 名が集まり、あっせんが成立しました。買受人さんは若手の認定農業者であり、昔にはこの農地を耕していた経過もございません。

- 議 長 報告第1号の2件について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようですので、農地等売渡あっせん成立の報告とさせていただきます。  
続きまして、報告第2号農地法施行規制第29条第1項第1号による届出  
について、事務局からの説明をお願いします。
- 山田 係長 16ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目  
は登記簿が田、現況が畑、面積は184㎡の内115.50㎡、届出人は  
〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫77.62㎡、転用面  
積115.50㎡です。以上1件、ご報告申し上げます。
- 議 長 ただいまの報告について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようですので、農地法施行規制第29条第1項第1号による届出につ  
いての報告とさせていただきます。
- 議 長 それでは、続きまして、報告第3号農地使用賃借契約の合意解約通知につ  
いて、事務局からの説明をお願いします。
- 片井 企画員 17ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目  
は登記簿、現況共に田、面積は348㎡、他19筆、合計19,345㎡、  
貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用賃借の合意解約  
をした日は令和元年8月23日です。理由は経営移譲年金受給のため、親  
子で使用賃借契約を締結していたが、孫の家を建てるにあたり、一旦、全  
筆合意解約する必要が生じたため。以上1件、ご報告申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。只今の説明についてご意見、ご質問ござい  
ませんか。  
(なしの声あり。)
- 議 長 他に何かございませんか。  
(なしの声あり。)
- 議 長 事務局より。
- 岡内局長 令和元年度 農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会について説明  
あり。
- 議 長 他に何かございませんか。  
無いようでございましたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきま  
して有難うございました。本日はこれで終了いたします。どうもありがと  
うございました。

午後3時20分終了